

ショートステイ ご利用料金

聖芳園（ショートステイ）の料金は、介護保険サービス費（合計①）と食事・居住費（合計②）とその他（合計③）の合計になります。

介護保険負担割合 1 割（合計①） 要支援

		単位	要支援 1	要支援 2
1	施設サービス費		4 5 1 円	5 6 1 円
2	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 円	介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算	
自己負担合計額			4 7 3 円	5 8 3 円
4	療養食加算	8 円	医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算	
5	若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 円	初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算	
6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0 円	認知症の行動・心理症状が出現し、緊急に入所が必要と医師が判断した場合に算定される加算	
7	送迎加算	1 8 4 円	送迎をご利用時の料金（片道）	
8	介護職員処遇改善加算Ⅰ口		（サービス利用に係る自己負担合計額＋その他該当加算額）× 17.6%「介護職員処遇改善加算Ⅰ口」	

介護保険負担割合 1 割（合計①） 要介護

		単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	施設サービス費		6 0 3 円	6 7 2 円	7 4 5 円	8 1 5 円	8 8 4 円
2	夜間職員配置加算（Ⅰ）	1 3 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること				
3	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 円	介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算				
自己負担合計額			6 3 8 円	7 0 7 円	7 8 0 円	8 5 0 円	9 1 9 円
4	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円	見守り機器等を3種類すべてを導入し業務改善の取り組みによる成果が確認できを示すデータを厚生労働省に提出した場合に加算				
5	療養食加算	8 円	医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算				
6	若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 円	初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算				
7	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0 円	認知症の行動・心理症状が出現し、緊急に入所が必要と医師が判断した場合に算定される加算				
8	送迎加算	1 8 4 円	送迎をご利用時の料金（片道）				
9	介護職員処遇改善加算Ⅰ口		（サービス利用に係る自己負担合計額＋その他該当加算額）× 17.6%「介護職員処遇改善加算Ⅰ口」				

・介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じ、利用者負担額が決まります。1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割・3割に該当する方もおります。その場合は2倍・3倍の料金となります。詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

食事・居住費（合計②）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	3 0 0 円	6 0 0 円	1, 0 3 0 円	1, 3 6 0 円	1, 5 4 5 円
居住費	3 8 0 円	4 8 0 円	8 8 0 円	9 8 0 円	1, 2 3 1 円
合計（日額）	6 8 0 円	8 7 0 円	1, 9 1 0 円	2, 3 4 0 円	2, 7 7 6 円

食費内訳（朝：4 3 5 円・昼：5 5 5 円・夕：5 5 5 円）

介護保険外サービス（合計③）

①タオル使用：1 0 0 円（1 回）
②菓子代 ：8 0 円（1 日）
③電気料金 ：3 0 円（一口・1 日）。日常生活に必要な製品（電気シェーバー・携帯電話等）除く。
④通信料：3 0 円（1 日）個別にWi-Fiを使用する場合のみ。
※特別な食事代：センター祭、敬老の日記念行事などの際にかかるお食事代 5 0 0 円／回
※オムツにかかわる購入費及び、洗濯料等のお支払いは無料。
※交通費：通常の事業実施地域（北広島市、厚別区、白石区、清田区）以外の地域にお住まいの方でサービスを利用する場合・当事業所の車両を使用する場合：自動車走行距離（km）× 2 0 円／km。（1 キロメートル未満の距離の端数は四捨五入）
・理・美容代：2, 3 0 0 円（総合整髪）

対象者／特定入所者介護サービス費		食費	居住費
1 段階	・世帯全員が市区町村民税が課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方かつ預貯金等が1 0 0 0 万円以下の方（夫婦で2 0 0 0 万円以下の方） ・生活保護を受給されている方かつ預貯金等が1 0 0 0 万円以下の方（夫婦で2 0 0 0 万円以下の方）	3 0 0 円	3 8 0 円
2 段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が8 2 万6 千5 百円以下の方かつ預貯金等が6 5 0 万円以下の方（夫婦で1 6 5 0 万円以下の方）	6 0 0 円	4 8 0 円
3 段階 ①	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が8 2 万6 千5 百円超1 2 0 万円以下の方かつ預貯金等が5 5 0 万円以下の方（夫婦で1 5 5 0 万円以下の方）	1, 0 3 0 円	8 8 0 円
3 段階 ②	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が1 2 0 万円超の方かつ預貯金等が5 0 0 万円以下の方（夫婦で1 5 0 0 万円以下の方）	1, 3 6 0 円	9 8 0 円
4 段階	・本人が市民税非課税で、世帯員に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方 ・配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）	1, 5 4 5 円	1, 2 3 1 円

・食費、居住費は“介護保険負担限度額認定証”に記載されている負担限度額に応じ、ご負担頂く金額が決まります。
・介護保険負担限度額認定証は、世帯の所得状況に応じて負担限度額が設定されます。
発行には市区町村への申請が必要となります。尚、所得・資産によって、負担が軽減されない場合があります。